

コロナ禍における物価高騰等 支援策ガイドブック

コロナ禍における
物価高騰等緊急経済対策
(2022. 7. 1決定)
(2022. 10. 7改定)

北海道
2022. 11. 7時点版

コロナ禍における物価高騰等支援策ガイドブックの最新版はこちら



<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/120239.html>

目次

第1章 エネルギー・原材料・食料品等安定供給対策

ページ

1. エネルギーの効率的利用に向けた省エネルギーの取組を支援	
(1) 道内ものづくり産業の脱炭素化・DX化を支援	
(ものづくり産業におけるグリーン・デジタル推進事業)	3
(ものづくり産業分野人材確保支援事業)	4
(2) 道内製造業者の省エネルギー設備の導入経費を支援 (製造業省エネルギー環境整備緊急対策事業費)	更新 5
(3) 節電プログラム参加者の「節電ポイント」への上乗せ支援 (節電プログラム参加促進事業)	新規 6
2. 食料・原材料等の国内原料の切替、価格高騰対策	
(1) 林業事業体の原木生産に要する掛かり増し経費の支援 (原木生産支援事業)	7

第2章 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

1. 事業継続に向けた支援	
(1) 道内事業者等事業継続緊急支援金	更新 8
(2) コストアップに対応する中小企業者向け融資制度	9
(3) 専門家の派遣 (中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業)	10
(4) 中小企業経営相談室	11
2. 社会経済情勢の変化に対応した新たな挑戦への支援	
(1) 新分野・新市場等への進出等新たな取組のために必要な経費を補助	
(中小企業競争力強化促進事業)	12
(中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金)	更新 13
(2) 北海道どさんこプラザを活用した販路開拓支援 (マーケティング支援制度)	14
(3) 海外への販路開拓を支援	
(リベンジ消費拡大に向けた海外販路構築事業)	更新 15
(4) 水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業	16

目次

ページ

第2章 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等

3. 需要喚起・消費喚起による経済活動の活性化	
(1) ほっかいどう認証店応援キャンペーン	更新 17
(2) ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン	18
(3) 道産食品消費喚起対策事業費（プレミアム付どさんこ商品券ほか）	19

第3章 コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援

1. 生活困窮者等支援	
(1) 生活困窮者への支援の充実・強化（生活困窮者自立支援事業）	20
(2) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	21
(3) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金等	22

ものづくり産業におけるグリーン・デジタル推進事業

道内ものづくり産業の生産性向上及び競争力強化のため、脱炭素化・DX化を支援します。

制度概要

【ものづくり企業の脱炭素・DX推進セミナー・相談会の開催】

ものづくり企業の脱炭素・DXを推進するためのセミナーと個別相談会（予約制）を開催します。

- ・デジタル化を進めたいけれど何から始めれば良いのかわからない・・・。
 - ・取引先から二酸化炭素排出量の算定を求められるかもしれない・・・。
- など、ものづくり企業の皆様の課題に対し、先進事例の紹介や専門家による相談対応により対応します。

（場所）ビジネスEXPO会場内（アクセスサッポロ）

（回数）脱炭素、DX推進それぞれ1回

（開催時期）脱炭素：2022年11月10日

D X：2022年11月11日

【ものづくり企業への専門家派遣】

脱炭素化やデジタル化の課題を抱える企業に専門家を派遣します。

- ・製造現場をデジタル化して省力化を図りたい。
- ・二酸化炭素排出量の削減計画を作成したい。

など、企業の皆様の課題に対応する専門家を派遣します。

（対象）10社程度

（回数）1社3回程度

申込先 ノーステック財団 黒澤、堀内 電話011-792-6119

【お問合せ先】

北海道経済部産業振興局産業振興課 ものづくり産業係
TEL：011-204-5323

ものづくり産業分野人材確保支援事業

ものづくり産業における人材の確保・定着、技術力向上や雇用の拡大を図るため、専門家の派遣や技術者向けのセミナーを実施します。

制度概要

【自動車関連産業等の新分野参入に向けた専門家の派遣】

自動車関連産業や食関連産業等への参入に必要なQCD（品質向上・コスト低減・納期短縮）に対応するための生産管理技術や企画提案力の強化等、企業の個々の課題に応じた専門家を派遣し、解決に向けた取組をきめ細かく支援します。

（対象）15社程度

（回数）1社8回程度

申込先 （一社）北海道機械工業会 電話011-221-3375

【技術者向けセミナーの開催】

ものづくり企業の技術系人材の育成に向けて、IoTやDXなどのデジタル化による省力化セミナーなどを道総研ものづくり支援センターで開催します。

研修・セミナー名（開催予定）		開催回数
DX	ものづくり企業のためのDX導入推進講座	1回（8月頃）
AI	AI技術活用促進オンラインセミナー	全2回（12月、1月）
IoT	IoT活用研修	全2回
	電磁波応用技術セミナー	全2回（9月、11月）
ものづくり 3Dデジタル	3Dデジタルコンテンツ研修	全4回（8月、9月）
	3Dデジタル造形研修	全4回（8月～11月）
セキュリティ	情報セキュリティ研修	1回
	セキュアソフトウェア開発研修	1回
ロボット	ロボットSler育成研修	全4回
	生産性向上ロボット導入・活用セミナー	1回

申込先 道総研 ものづくり支援センター 電話011-747-2337

【お問合せ先】

北海道経済部産業振興局産業振興課 ものづくり産業係
TEL：011-204-5323

製造業省エネルギー環境整備緊急対策事業費

電気料金等エネルギー価格高騰の影響が特に大きい製造業者の負担軽減を図るため、省エネルギー設備の導入経費を支援します。

制度概要

■ 補助対象者

- ・道内に製造拠点を有する中小企業者等

■ 補助対象経費

- ・省エネルギー設備の導入経費

■ 対象要件

- ・下記、①、②いずれも満たすもの

- ① R4年(2022年)4月から9月までのいずれかの月に支払った燃料費等(電気、ガス、ガソリン、灯油、軽油及び重油)の単価が、前年同月の単価よりも増加していること
- ② 省エネルギー設備導入により、エネルギー消費量が年率10%以上低減が見込まれること

■ 補助率及び限度額

- ・3/4以内 ・500万円

■ 補助対象設備例

- ・高効率機器・設備の導入
- ・熱回収装置の導入
- ・太陽光発電設備の導入
- ・高効率照明導入
- ・高効率熱源利用
- ・高効率ボイラー導入 など

■ 募集期間

- ・令和4年11月上旬から令和5年1月31日(金)まで

※事業の詳細については、現在調整中のため、決定次第、道のホームページでお知らせします。

【お問合せ先】

北海道経済部産業振興局産業振興課 ものづくり産業係
TEL：011-204-5323

節電プログラム参加促進事業

道では、この冬の節電の取組の促進と、電気料金高騰による影響緩和を目的に節電プログラム参加者に国から付与される「節電ポイント」に対し、道独自の上乘せ支援を行います。

制度概要

皆様が契約されている電気事業者のこの冬の節電の取組（節電プログラムなど）にお申し込みいただくと、主に一般家庭が契約されている低圧契約の場合、4,000円相当の参加特典が受けられます。

※ 4,000円相当の特典は、国が実施する「電気利用効率化促進対策事業」と道が実施する「節電プログラム参加促進事業」を活用する場合であり、節電プログラムの実施の有無や内容については、電気事業者によって異なります。



〈高圧、特別高圧契約の事業者の皆様〉

国の「電気利用効率化促進対策事業」では、次のとおり支援を行っています。本事業に採択された電気事業者が実施する節電プログラムへ参加表明いただいた需要家の皆様に、特典が付与されるほか、節電の実績に応じた特典の付与も受けられます。

プログラム参加特典概要

参加期限 令和4年12月31日(金)まで

※開始時期は、小売電気事業者等により異なります。

付与特典・ポイント(契約区分により異なる)

低圧(50kW未満)の皆様(家庭等) ▶ 2,000円相当
高圧/特別高圧(50kW以上)の皆様(事業者) ▶ 200,000円相当

電気利用効率化促進対策事業に関する情報はコチラ

<https://setsuden.go.jp>



【お問合せ先】

北海道経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課 節電プログラム参加促進事業担当

TEL: 011-204-5320

道産木材供給拡大緊急対策事業（原木生産支援事業）

ロシア産材の禁輸措置等を踏まえ、道産木材の安定供給を図る必要があることから、林業事業体の原木生産に要する燃油高騰分の掛かり増し経費について支援金を交付します。

制度概要

交付対象者

北海道林業事業体登録制度に登録している事業体で、道内において原木生産を行った者を対象とします。

交付対象となる原木生産

令和4年4月1日以降、原木生産を行い、令和5年2月15日までの期間に実績報告が可能なもので、原木生産に係る経費について、国や地方公共団体から補助金等の交付を受けていない、若しくは、今後受ける見込みがないものを対象とします。

※国等から原木生産を請け負う場合は対象とはなりません。

支援する金額

原木生産量に 1^m あたり75円を乗じて得た額
原木生産量 (^m) × 75円

※ただし、申請期間内に申請額が予算額を超過した際には、支援金額を減額する場合があります。



事業詳細につきましては、下記までお問合せください。

申請方法

申請期間…令和4年9月30日(金)まで

提出書類…①交付申請書

②事業計画書

③誓約書

※詳細は申請先のホームページをご覧ください。

申請先(受付窓口)

(森林組合の方)…北海道森林組合連合会

(森林組合以外の林業事業体の方)

…北海道木材産業協同組合連合会

提出方法…郵送または持参

・郵送の場合は、当日(9/30)消印有効

終了

※9月30日までの申請受付は終了

しました。

今後の募集については、現在検討中です。

お問合せ先

(森林組合の方) 北海道森林組合連合会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西19丁目1番地9

TEL (011) 621-4293

<https://www.doshinren.or.jp>

(森林組合以外の林業事業体の方) 北海道木材産業協同組合連合会

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1林業会館3F

TEL (011) 251-0683

<https://doumokuren.jp/>

道内事業者等事業継続緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の影響による売上の減少に加え、原材料等の価格高騰による影響を受けている中小・小規模事業者、個人事業者の皆さまの事業継続に向けた一助とするため支援金を給付します。

支援金を受給できる要件（給付要件）

次の2つの要件をどちらも満たしている必要があります。

要件①（売上要件）

2021年11月以降の
いずれかの月の売上が
2018年11月～2020年3月までの
同月比で**20%以上減少**



要件②（原材料等コスト要件）

2021年11月以降の
いずれかの月に購入した**原材料等の単価**が
2020年11月～2021年10月までの
いずれかの月の**単価よりも増加**

給付額

中小・小規模事業者：10万円
個人事業者：5万円

※事業継続緊急支援金は
事業者単位の給付となります。
〔店舗などの事業所単位ではありません〕
ので、ご注意ください。

受付期間

2022年7月27日(水)～2022年12月23日(金) ※消印有効

ご確認ください

「道内事業者等事業継続緊急支援金」の不正受給は犯罪です

- 給付対象者は、中小・小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者等です。
 - ・ 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
 - ・ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること
 - ・ 2022年7月20日(水)以降、継続して、法人の場合は本店（本社）所在地、個人事業者の場合は住所が道内にあること
- 事務局が申請書を受理した日から申請者の口座に振り込むまで、4週間程度を要する見込みです。（申請に不備のあった場合は、4週間以上かかることがあります。）
- 申請は、WEB経由での電子申請と郵送による申請が可能です。
電子申請は、下記「お問い合わせ先」の専用ホームページから手続きを行うことができます。

【お問い合わせ先】

●コールセンター

011-350-6711
(受付時間：平日 8:45～17:30)

●専用ホームページURL

<https://kinkyushien-r4-hokkaido.jp/>



コストアップに対応する中小企業者向け融資制度のご案内

北海道では、原材料などの価格高騰により経営に影響を受けている中小企業者向けの融資をご用意しております。

制度概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
		原料等高騰
融資対象	1.最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ5%以上減少している方 2.最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高（生産高）が前々年度の売上高（生産高）に比べ減少している方 3.前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している方 4.最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している方	1.原料等価格の高騰の影響により、最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合（売上原価率等）が前年同期に比べ増加している方 2.原料等価格の高騰の影響により、原則として最近1か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの方 3.原料等価格の高騰の影響を受けており、省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を軽減する施設等を導入する方
資金用途	事業資金	1・2：運転資金のみ 3：設備資金のみ
融資金額	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）	
融資利率	【固定金利】年1.1%～年1.7% （融資期間によって異なります） 【変動金利】年1.1% （融資期間が3年を超える場合選択可）	【固定金利】年1.0%～年1.2% （融資期間によって異なります） 【変動金利】年1.0% （融資期間が3年を超える場合選択可）

【道の融資制度は以下の金融機関で取り扱っています】

北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合、北海道信用農業協同組合連合会

制度の詳細は

北海道 制度融資

検索 

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課

TEL：011-204-5346 または各（総合）振興局商工労働観光課・小樽商工労働事務所まで

専門家派遣のご案内 (中小・小規模企業経営安定化対策専門家派遣事業)

コロナ禍で経営に影響を受けている道内中小・小規模事業者の皆さんを対象に、それぞれの経営課題に応じた専門家を派遣し、オーダーメイド型の指導・助言を実施します。

制度概要



お困りでは
ありませんか？

- ポストコロナに向けた事業再構築を検討している
- 販路を拡大したい
- 補助金の申請を支援してほしい
- 資金繰りや融資の返済について相談したい
- 事業承継を考えているがどうしたらいいかわからない

など



専門家が
お伺いします！

中小企業診断士を中心に、公認会計士や社会保険労務士など、ご相談内容に応じて選定された専門家がお伺いします。

- 中小企業診断士とは
中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家で、国家資格を持っています。



無料で
助言・指導

専門家が無料で助言・指導を行います。
ご要望があれば、オンラインでの対応も可能です。

それぞれの課題に応じたアドバイスで、新型コロナウイルスで影響を受けている事業者の皆さまに寄り添い、事業活動の維持・継続を支援します。

受付期間

令和4年(2022年)4月4日から
令和5年(2023年)2月上旬(予定)

お申込み

【WEB】URL又は二次元コードから
ホームページにアクセスしてください。
<https://www.shindan-hkd.org/corona/>
【TEL】0800-800-2551(フリーダイヤル)
受付は平日9:00~17:00、専門家常駐
【FAX】011-231-1388



このチラシが
目印です

【お問合せ先】

新型コロナウイルス感染症対策経営支援センター TEL: 0800-800-2551
北海道経済部地域経済局中小企業課小規模企業係 TEL: 011-204-5331

中小企業経営相談室

中小企業等の持つ様々な経営課題に応じるため、各（総合）振興局に中小企業経営相談室を設置しています。ご相談がありましたらお気軽にご連絡ください。

制度概要

○各地域の相談先

お住まいの地域	連絡先	設置場所
石狩管内にお住まいの方	011-204-5827	石狩振興局商工労働観光課
空知管内にお住まいの方	0126-20-0061	空知総合振興局商工労働観光課
後志管内にお住まいの方	0136-23-1362	後志総合振興局商工労働観光課
胆振管内にお住まいの方	0143-24-9589	胆振総合振興局商工労働観光課
日高管内にお住まいの方	0146-22-9281	日高振興局商工労働観光課
渡島管内にお住まいの方	0138-47-9459	渡島総合振興局商工労働観光課
檜山管内にお住まいの方	0139-52-6641	檜山振興局商工労働観光課
上川管内にお住まいの方	0166-46-5940	上川総合振興局商工労働観光課
留萌管内にお住まいの方	0164-42-8440	留萌振興局商工労働観光課
宗谷管内にお住まいの方	0162-33-2528	宗谷総合振興局商工労働観光課
オホーツク管内にお住まいの方	0152-41-0636	オホーツク総合振興局商工労働観光課
十勝管内にお住まいの方	0155-27-8537	十勝総合振興局商工労働観光課
釧路管内にお住まいの方	0154-43-9181	釧路総合振興局商工労働観光課
根室管内にお住まいの方	0153-24-5619	根室振興局商工労働観光課

上記のほか、本庁（経済部中小企業課）でも相談をお受けしております。

▼経営相談：経営支援係 011-204-5331

▼金融相談：金融係 011-204-5346

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課経営支援係

TEL：011-204-5331

中小企業競争力強化促進事業

北海道内に主たる事務所を有する又は事業所を有する中小企業者の皆様の、新分野・新市場等への進出のために必要な経費を補助します（公募は例年5月と8月頃に実施）。

制度概要

区分	対象経費	補助率	補助限度額
マーケティング支援	市場調査や展示会への出展に係る経費 ※ゼロカーボン、DX等に対応するため、オンライン展示会も補助対象とし、PR動画等作成経費、出展に必要な機材導入経費も補助対象経費に追加	1 / 2 以内	国内 100万円 国外 200万円
コンサルタント等招へい支援	技術開発、生産管理、マーケティング等の課題解決を図るためのコンサルタント等招へいに係る経費 ※ゼロカーボン、DX等に対応するため、全部及び一部オンラインによるコンサルタントも補助対象に追加		100万円
産業人材育成・確保支援	【育成事業（派遣）】 先進企業、研修機関、専門職大学院等への従業員等の派遣経費		50万円
	【育成事業（招へい）】※R4新規※ ゼロカーボン、DX等の課題に対応し、競争力を強化するために講師を招へいして行う研修会等の開催に係る経費		50万円
	【確保事業】 情報通信技術を活用した場所や時間にとられない働き方（テレワーク）導入のための経費		60万円
市場対応型製品開発支援	製品・サービスの開発及び大学等と連携して行う研究開発経費、これに伴う市場調査等の経費 ※ゼロカーボン、DX等に対応するため、特定産業分野にIT産業を追加し、宇宙産業も重点的に支援します	300万円 500万円	

【注目情報】

DXの推進、ゼロカーボンへの対応、大規模事業所の再編、コロナ対策など社会経済情勢の変化に対応する重要な課題への取組を応援、次のように内容が充実しました。

- 市場対応型製品開発支援事業
「IT産業」の補助事業者は、ソフトウェア開発に要した人件費を「プログラム開発費」に参入可能
- コンサルタント等招へい事業
DX、ゼロカーボン等に精通したコンサルタント等の招へいが可能
- 産業人材育成支援事業（招へい）新設
競争力の強化に向けた重要な課題に取り組むため講師を招いて行う研修会等への助成が可能

申請先 （公財）北海道中小企業総合支援センター

※補助要件はHPからご確認ください https://www.hsc.or.jp/news/2022fund_2nd_notice/

【お問合せ先】

（公財）北海道中小企業総合支援センター TEL 011-232-2001(代表)

URL: <http://www.hsc.or.jp>

北海道経済部産業振興課産業企画係 TEL 011-204-5311

中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援事業費補助金 (原油価格・物価高騰等影響枠)

中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金の概要

事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響、原油価格や物価高騰等により変化している消費行動や企業活動に対応するため、変革にチャレンジする道内中小企業者等が行う、新分野展開や新商品開発、各種販売促進などの新たな取組や、付加価値の高い商品への転換や原材料コスト抑制に繋がる取組等を支援します。

募集区分

区分	通常枠		原油価格・物価高騰等影響枠	
	新事業展開枠	販売促進枠	経営改善枠	販売促進枠
対象事業者	中小企業者・小規模企業者等※1			
対象となる取組	新分野展開、業種転換、新商品開発などの取組	販路開拓や販促活動などの取組	新分野展開、業種転換、新商品開発などの取組や、原材料コスト抑制等の取組	販路開拓や販促活動などの取組
売上要件	2020年4月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年1月1日から2020年3月31日の同3か月の合計売上高と比較して 10%以上減少 していること		2022年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高（又は付加価値額）が、2019年から2021年の同3か月の合計売上高（又は付加価値額）と比較して 10%（付加価値額の場合は15%）以上減少 していること	
補助率	2 / 3 以内※2		3 / 4 以内	
補助上限額	100万円 (下限50万円)	30万円	100万円 ※3 (下限50万円)	30万円

※1 道内に本店（個人事業主は住所）を有する事業者及び

道内に主たる事務所または事業所を有するNPO法人が対象

※2 原油価格・物価高騰等影響枠の売上要件にも該当する場合、3 / 4 以内

※3 デジタル技術を活用したコスト抑制等の取組の場合、300万円

受付方法・問い合わせ先

【申請書等提出先】

○通常枠

〒060-8418 中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金事務局

○原油価格・物価高騰等影響枠

〒060-8401 新事業展開・販売促進支援補助金（原油・物価高騰等）事務局

【お問い合わせ先】

中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金事務局

対応時間：平日のみ 9：30～17：30

○通常枠

011-804-2385

○原油価格・物価高騰等影響枠

011-797-0026

公募スケジュール

【公募期間】 **2022年10月17日(月)～2022年11月11日(金)**（11月下旬に審査結果を通知予定）

URL：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/shinjigyotenkai-hojyokin.html>

北海道どさんこプラザ マーケティング支援制度

「北海道どさんこプラザ」における販路拡大支援事業の一環として、マーケティングサポート催事制度、テスト販売制度、マーケティングアドバイザー制度を実施します。

制度概要

1 マーケティングサポート催事制度

- 内容：どさんこプラザの催事スペースにて、1週間（原則）対面販売が可能。対面販売、観光PRなどで消費者の反応を直接確かめることが可能。
- 実施店舗：有楽町店、羽田空港店、札幌店、あべのハルカス店
- 販売条件：手数料（売上の15%、ただし上限は札幌店は1箇所3万円/日、有楽町店・羽田空港店・あべのハルカス店は1万5千円/日）

2 テスト販売制度

- 内容：売れる商品づくりを支援するため、道内企業が製造・加工した新商品を店舗にて3～6ヶ月間試験的に販売が可能。販売終了後には、店舗から商品の評判や評価など今後の商品開発・改良に役立つアドバイスをフィードバック。
- 実施店舗：有楽町店、羽田空港店、札幌店、あべのハルカス店、名古屋店、ミレニアウオーク店（シンガポール）、バンコク店（タイ）
- 販売条件：委託販売、手数料（国内：売上の18%、海外：国内希望小売価格の30%）、PL保険等の加入など

3 マーケティングアドバイザー制度

- 内容：道内企業の商品開発・販路拡大等に関する悩みについて、面談又は文書、電話等で食の専門家に無料で相談が可能。
※相談者の相談場所までの旅費については企業負担。
- 実施場所：東京、札幌、名古屋

詳しくは下記ホームページを参照

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/dosankogaiyore.html>

【お問合せ先】

北海道経済部食関連産業局食産業振興課マーケティング係
TEL：011-204-5766

道市連携海外展開推進事業費 (リベンジ消費拡大に向けた海外販路構築事業費)

海外におけるリベンジ消費拡大に向け、ASEAN（シンガポール、タイ）・台湾・香港を対象に、札幌市と連携し、現地関係機関や企業等とのネットワークを活用し、道産品（食品・化粧品・工芸品等）の海外展開を支援します。

制度概要

1 オンライン商談

道産品に関心を有するバイヤーとのオンライン商談を設定し、サンプル品送付や商談資料作成、通訳等の支援を行います。

- 対象市場:シンガポール、タイ、香港、台湾
- 実施時期:令和5年2月末までの間に随時個別オンライン商談を設定
- フォローアップ項目:継続商談の実施や輸出手続等を支援
- 留意事項:バイヤーが関心を示した際に商談実施となるため、参加しても商談に至らない場合あり。
- 募集時期:令和4年12月28日(水)まで

2 民間事業者主催北海道フェア等の取組支援

- 実施予定内容:対象市場の現地事業者(フェア等を主催する百貨店、小売店、飲食店等)に対し、上記1又は2に参加した企業の道産品を提案し、道産品の実践販売の場を創出する
- 実施時期:令和5年2月末までの間に随時提案を実施
- 募集時期:令和4年12月28日(水)まで

参考 関連HP(参加募集情報)

1 オンライン商談

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ksk/127603.html>

【お問合せ先】

北海道・札幌市海外拠点連携協議会 事務局（北海道経済部経済企画局国際経済課）
TEL：011-204-5342

水産加工関連事業者向け伴走型集中支援事業

不漁による影響に加え、コロナ禍の長期化等により、とりわけ厳しい状況にある水産加工関連事業者の経営基盤の強化や生産性向上を図るため、専門家派遣等による伴走型集中支援を実施します。

制度概要

◆事業内容

【概要】

衛生管理、商品開発や販路開拓、生産性の向上など、経営改善に取り組む水産加工関連事業者の皆様に対して、専門家を派遣し、集中的かつ継続的な指導助言を行います。

【対象者】

次の各要件に合致する道内の中小企業者が対象となります。

- 道内に主たる事業所を有する中小企業支援法第2条に該当する中小企業者等であること
- 水産品の加工、保管、輸送、販売および水産品の加工、保管、輸送、販売に要する機械設備、容器等の製造、販売（取付工事等を含む）等を行う水産加工関連事業者であること。

【募集期間】

令和4年4月12日から令和5年1月末日迄

※募集期間を変更する場合があります。また、応募が定数に達した場合は募集を終了します。

【申込方法】

「経営健康診断問診票」を下記のお申し込み先に提出してください。

様式はこちらのページからダウンロードをお願いします。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/109069.html>

【専門家】

申込者の相談内容を踏まえて、専門家を選定、派遣します。

【費用負担】

派遣費用は無料です。

◆お申し込み・問い合わせ先

〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目経済センタービル9階

公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター

担当：経営支援部 佐々木(貢)、加藤、浜田

TEL 011-232-2402(直通)

FAX 011-232-2011

URL <https://www.hsc.or.jp>

E-mail suisan@hsc.or.jp

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課経営支援係

TEL：011-204-5331

飲食店利用促進支援事業 (ほっかいどう認証店応援キャンペーン)

第三者認証店を対象としたプレミアム付食事券（ほっかいどう認証店応援クーポン）を発行し、外食需要を喚起するとともに、感染対策が徹底されている飲食店の事業継続の下支えを図ります。

制度概要

- 1 発行総額
11月8日より紙クーポンを10億円（20万冊）追加発行
45億円 [発行冊数：90万冊（紙クーポン：70万冊、電子クーポン：20万冊）]
- 2 販売額・額面
①販売額：4,000円
②額面：5,000円（プレミアム率：25%）
- 3 販売期限・利用期限
①販売期限：令和4年12月9日【11月30日から延長】
②利用期限：令和5年2月7日【1月31日から延長】
- 4 販売場所
①紙クーポン 全道の指定の郵便局（405局）
②電子クーポン 専用ホームページ
- 5 利用対象店舗
キャンペーンに参加した第三者認証店

キャンペーンへの参加要件について（10月28日から変更）

要件：第三者認証店であること

※紙クーポン、電子クーポンのいずれか又は両方の対応をお願いします。

※電子クーポンの対応については、機器設置等の負担はありません。

※新規に参加される飲食店におかれましては、申請の際に取り扱うクーポン（紙・電子のいずれか又は両方）について、申請いただくこととなります。

※既参加店におかれましては、取り扱うクーポンを変更する場合は、ご連絡をお願いいたします。

※あわせて、12月に1回、令和5年1月に1回、計2回精算回数を増やしました。

キャンペーンへの参加登録

専用ホームページからオンライン申請により、随時、参加登録を受け付けています。

（期限：令和4年12月20日（火））

<https://hkd2022ninsho.jp/>

専用ホームページ
二次元コード



認証を取得していない飲食店の皆様へ

①クーポンの利用対象店舗となるためには、第三者認証を取得の上、キャンペーンへの参加登録が必要です。

②通常、第三者認証の取得には、一定の期間（7～10日）を要します。

※認証の制度や取得についてはこちら【北海道飲食店感染防止対策認証制度HP】 <https://do-safety.jp/>

その他特記事項

※紙クーポンの販売場所や利用対象店舗の詳細は、専用ホームページにてお知らせしております。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、キャンペーンの内容を変更させていただく可能性があります。

【お問合せ先】 ◆ほっかいどう認証店応援キャンペーン 参加店舗用お問い合わせセンター
TEL：011-350-5648（平日9:00～18:00、土・日・祝日・年末年始を除く）

【お問合せ先】
北海道経済部経済企画局経済企画課第三者認証担当
TEL：011-206-6197

交通事業者利用促進支援事業 (ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン)

交通事業者が発行する乗り放題乗車券やクーポン券等について、利用者が購入する際の費用の一部を道が負担することにより、活動自粛で失われた交通需要の喚起や道内周遊の促進を図るとともに、道内の交通事業者による新北海道スタイルの推進を図ります。

制度概要

【事業内容】

「新北海道スタイル」の構築に協力する道内の交通事業者（鉄道、バス、タクシー、フェリー、航空）が発行する割引乗車券等について、その割引相当額を補助。

【補助対象者】

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に取り組む、公共交通を担う交通事業者等とする。ただし、公営企業を除く。

【補助対象経費等】

交通事業者が発行する乗車券等の割引相当額、PR経費等
＜割引相当額等＞

- ・一事業者単独 30%以内
- ・複数交通モードの連携 50%以内

【事業実施期間】

令和5年（2023年）1月末まで

【割引乗車券等の販売期間】

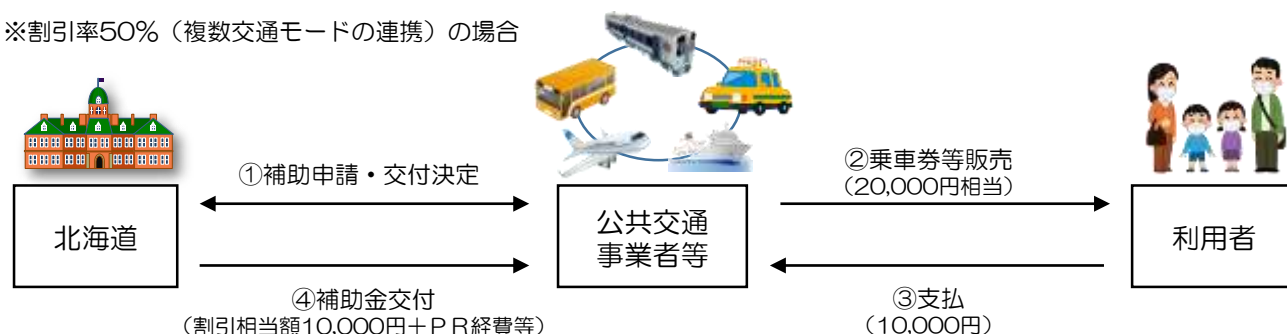
最長で令和4年（2022年）12月末まで

※ 各交通事業者は補助金の上限に達した場合、販売期間中でも販売を終了

※ 使用期限は各交通事業者の設定による（最長で令和5年1月末まで）

【事業スキーム】

※割引率50%（複数交通モードの連携）の場合



【お問合せ先】

北海道総合政策部交通政策局交通企画課

TEL：011-204-5333

道産食品消費喚起対策事業費

道産食品を扱うアンテナショップ等で利用可能なプレミアム付商品券の発行や地域フェアの開催、ネット通販、宅配サービスによる道産品の販売により、新型コロナに加え、原油・原材料価格高騰の影響を受ける道内事業者を支援するため道産食品の消費喚起を図ります。

制度概要

1 プレミアム付どさんこ商品券

- 取扱店舗：北海道どさんこプラザ各店、「北海道の物産と観光展」会場（道外の百貨店31会場）や道内百貨店等
 - 内 容：1冊7,000円（1,000円×7枚）分を5,000円で販売（プレミアム2,000円）
 - 利用期間：令和4年8月13日～令和5年2月12日
 - 発売期間：令和4年8月13日～（取扱会場にて順次販売）
 - 発行冊数：150,000冊（最大）
- ※なお、北海道どさんこプラザ札幌店は、店舗内の工事に伴い9月26日から休業いたします。

2 地域フェアの開催

地域の幅広い事業者を支援するため、「北海道の物産と観光展」会場等において、地域産品の販売や観光や文化等の魅力を発信する地域フェアを開催。

3 通販割引販売

- 取扱店舗：どさんこプラザ47CLUB店（札幌店）、Yahoo!店、楽天店、「北海道の物産と観光展」会場百貨店の通販媒体等
- 内 容：道産食品を3割引で販売
- 実施期間：令和4年9月～令和5年2月
- 割引原資：2億3,100万円（最大）

4 宅配サービス販売

- 媒 体：トドック
- 内 容：道産品特集号を5回程度実施
- 実施期間：令和4年11月～令和5年2月

【お問合せ先】

北海道経済部食関連産業局食産業振興課マーケティング係
TEL：011-204-5766

生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前の段階の生活困窮者への支援の充実・強化を図るため、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法により実施します。

制度概要

1 自立相談支援事業

(1) 支援対象者

「働きたくても働けない」、「住むところがない」、「家賃を払えない」など、失業などで生活にお困りの方で生活保護を受給されていない方が対象となります。

(2) 支援内容

支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

2 住居確保給付金

(1) 制度概要

失業などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をする事などを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。

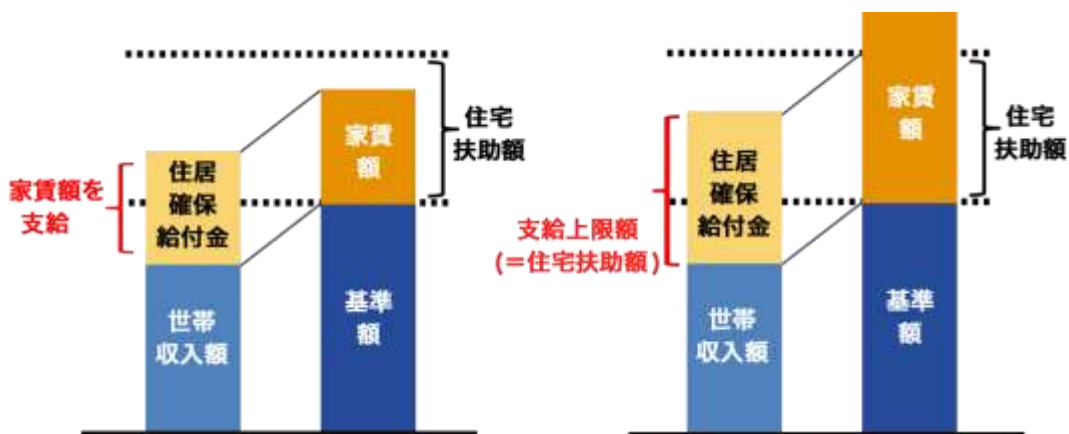
生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

(2) 支給要件(以下の①～⑥の全てに該当する場合のみ対象です)

- ① 離職、廃業後2年以内であること、または個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職、廃業と同程度まで減少していること
- ② 申請者が世帯の生計を主として維持していること
- ③ 「世帯の収入月額」・「金融資産の合計」がいずれも基準以下
- ④ 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ⑤ 他の類似給付等を受けていないこと
- ⑥ 暴力団員でないこと

(3) 支給額

- 世帯収入額が基準額以下の場合 → 家賃額を支給(ただし、住宅扶助額が上限)



- 世帯収入額が基準額を超える場合 → 基準額 + 家賃額 - 世帯収入額を支給(ただし、住宅扶助額が上限)

【お問合せ先】

町村にお住まいの方は管内の道の振興局の、市にお住まいの方は各市の自立相談支援機関にご相談ください。詳しくは、「自立相談支援機関相談窓口一覧」をご覧ください。

道ホームページ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/seikatsukonkyuu.html>

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業

既に緊急小口資金及び総合支援資金（初回）まで終了し、特例貸付を利用できないものの、依然として生活に困窮している方々の生活再建を支援するため、対象となる世帯に対して支援金を支給します。

制度概要

1 支給対象世帯（以下の①～⑥の全てに回答する場合のみ対象です）

- ① 緊急小口資金及び総合支援資金（初回）を終了していること
- ② 「世帯の収入月額」・「金融資産の合計」がいずれも基準以下
- ③ 受給中、求職活動を行うこと
- ④ 申請者が世帯の生計を主として維持していること
- ⑤ 生活保護や職業訓練受講給付金を受給していないこと
- ⑥ 偽りその他不正な手段により再貸付の申請をしていたり、暴力団員ではないこと

2 支給額・支給期間

世帯員数	月額の支給額	支給期間
単身世帯	6万円	3か月間
2人世帯	8万円	
3人以上世帯	10万円	

3 支給のための手続き

お住いの市町村ごとの申請窓口への申請が必要です。生活福祉資金特例貸付を借り終えた方に個別に申請手続きについて御案内をしております。

申請期限：令和4年（2022年）12月31日

4 申請に必要な書類

- ① 支給申請書及び申請時確認書
- ② 住民票の写し
- ③ 総合支援資金（初回）等の終了の確認書類の写し
- ④ 収入関係書類
- ⑤ 金融資産関係書類
- ⑥ 生活保護関係書類（生活保護を申請中の方のみ）
- ⑦ 振込口座関係書類

【お問合せ先】

市部にお住まいの方 →各市の担当窓口もしくは厚生労働省コールセンター（0120-46-8030）
町村部にお住まいの方 →北海道保健福祉部福祉局地域福祉課 TEL：011-231-4111（内線 25-637）
道ホームページ <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/coronaiiritusienkin.html>

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、国から「子育て世帯生活支援特別給付金」、道から「北海道子育て世帯臨時特別給付金」を支給します。

制度概要

(1) 支給対象者

- ①低所得のひとり親世帯(児童扶養手当受給者等)
- ②その他低所得の子育て世帯
(令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯)

(2) 支給額

- ①国の給付金 児童一人当たり 一律5万円
- ②道の給付金 児童一人当たり 一律1万円

(3) 給付について

- ①低所得のひとり親世帯
 - ・令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方については、申請不要で受け取ることができます。
(児童扶養手当の受給口座に振り込み)
 - ・直近で収入が減少した方、公的年金等を受給しているため令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方は、申請が必要です。
- ②その他低所得の子育て世帯
 - ・令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税が非課税の方は、申請不要で受け取ることができます。
(児童手当または特別児童扶養手当の受給口座に振り込み)
 - ・高校生のみ養育している世帯や直近で収入が減少した世帯等については、申請が必要です。

【お問合せ先】

北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課
TEL：011-206-6328